

後期高齢者医療保険制度のお知らせ

後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付について

後期高齢者医療制度に加入する皆様のうち、85歳以上の方には、マイナ保険証の有無に関わらず、令和9年7月末まで使える「資格確認書」が届きます。※令和9年7月末まで使える青色の資格確認書は、7月中にお届けする予定です。

85歳未満の方で、直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上あり、かつ直近3か月以内に利用実績がある方には「資格情報のお知らせ」が届きます。それ以外の方には「資格確認書」が届きます。
※「資格情報のお知らせ」が届いた方で、マイナ保険証の紛失・更新中の方や要配慮者の方は「資格確認書」の交付申請をすることができます。

後期高齢者医療制度の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っております。今回の改正につきましては、社会全体で子どもや子育てを応援する仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が施行されることにより、後期高齢者医療制度(医療分)とは別に子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の保険料が創設されております。子ども分は令和10年度にかけて段階的に構築されるため、令和9年度と令和10年度に改めて見直しを行う予定です。

改定される保険料率及び保険料の賦課限度額は、次のとおりです。

- 医療分の保険料率(令和6・7年度 → 令和8・9年度)
 - ▽所得割率(所得に応じて負担していただく分を算定する際の率)
 - 9.43% → 9.63%
 - ▽均等割額(加入者が公平に負担していただく分)
 - 4万7,600円 → 5万2,500円
 - 子ども分の保険料率(令和8年度)
 - ▷所得割率 0.25%
 - ▷均等割額 1,373円
 - 子ども分の賦課限度額(令和8年度)
 - 2万1,000円
 - 医療分の賦課限度額(令和8・9年度)
 - 80万円 → 85万円
- ※制度改正の内容や保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。
- お問い合わせ先 医療介護保険室(内線604)

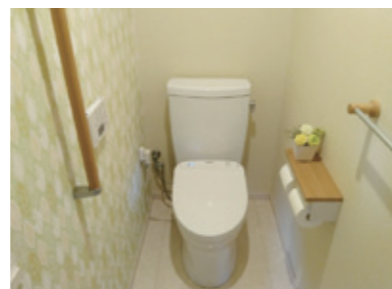
ご存知ですか? 「住宅改修費支給制度」

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けた被保険者がご自宅で生活しやすくするためのサービスとして、心身の状況や住宅の状況等から小規模な住宅改修が必要であると町(保険者)が認めた場合、実際に住民登録し居住をしている住宅についてのみ改修費用を支給しています。

あらかじめ事前申請が必要となり、1住宅につき改修に要した費用の補助対象上限額は20万円です。例えば、20万円の住宅改修工事をされた場合、負担割合が1割の方は支給額が18万円(9割)、負担割合が2割の方は16万円(8割)、負担割合が3割の方は14万円(7割)で、利用者の自己負担が2万円(1割)、4万円(2割)、6万円(3割)となります。なお新築・増築の場合、また改修後の申請は支給対象となりませんのでご注意ください。詳しくは健康福祉課医療介護保険室 介護保険担当までお問い合わせください。

支給対象となる住宅改修の種類

- 1 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- 2 段差の解消のためのスロープ設置など
- 3 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸などへの扉の取り替えなど
- 5 洋式便器などへの便器の取り替え
- 6 上記(1~5)の改修にともなって必要となる工事



○お問い合わせ先 医療介護保険室(内線600)

【15】 広報もがみ 令和8年5月号 5月28日発行 No.902

令和8年度高齢者帯状疱疹予防接種のお知らせ

助成対象者：最上町に住所を有する①②に該当する方

①令和8年度内に、下記の年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日

②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある方

- *過去に接種したことがある方は対象外です。
- *対象者は毎年度異なるので接種機会を逃さないようご注意ください。
- *生活保護受給者の方は、事前に健康センターへ申請が必要です。

助成(接種)期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

ワクチンについて 下記2種類のワクチンが定期予防接種の対象となりますので、いずれかを選択し接種ください。

	生ワクチン	組替ワクチン
接種回数(接種方法)	1回(皮下注射)	2回(筋肉内注射)
接種スケジュール	—	2か月以上の間隔において2回接種 ※1回目を令和9年1月末まで接種しないと2回目の助成が受けられません。期間に余裕をもって接種することをおすすめします。
接種できない方	免疫が低下している方は接種できません。	—
助成額	接種1回に限り3,000円の助成	接種1回につき10,000円の助成

「みんな知ってる? たばこのルール」～5月31日は世界禁煙デー～

毎年5月31日は「世界禁煙デー」として世界保健機関(WHO)によって定められています。また、5月31日～6月6日は厚生労働省により「禁煙週間」として定められています。令和6年度の最上町の国民健康保険特定健診受診者の喫煙率は17.5%(県平均13.1%)で、県内ワースト2位となっています。

たばこは肺がん、COPD(慢性閉塞性肺疾患)など、多くの疾患の危険因子となります。COPDは動いた時の息切れ、咳、痰などの症状が現れ、進行すると呼吸不全や心不全などの命に関わる病気を引き起こします。この機会に、禁煙やご自身の喫煙習慣について見直してみましょう。また、公民館などの公共の施設を含む、多くの施設において「原則屋内禁煙」が義務化されております。引き続き、受動喫煙のない社会づくりに向け、ご理解・ご協力をお願いします。

※COPD(慢性閉塞性肺疾患)とは、タバコ、粉じん、大気汚染などの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道(気管支)や、酸素の交換を行う肺胞などに障害が生じる病気です。

「イエローグリーンキャンペーン」を実施します

5月31日～6月6日の「禁煙週間」に合わせて、イエローグリーンリボンを着用し、大切な人をタバコの煙から守りましょう。健康センターでリボンを配布しています。

※イエローグリーンキャンペーンとは、受動喫煙防止対策運動で、受動喫煙をしたくない・させたくない気持ちを周りの人に示す活動です。

○お問い合わせ先 健康づくり推進室(内線607)

広報もがみ 令和8年5月号 5月28日発行 No.902 【14】